

出雲地区 里親会だより

第9号

(平成29年3月)

◆新任のあいさつ ～子どもの健全な育ちを願って～

出雲地区里親会 会長 三原 一郎

平成28年4月に、出雲地区里親会会長に就任し、会員の皆様及び児童相談所の皆様に支えられ何とか一年が過ぎようとしています。里親会会員の皆様及び関係機関の皆様には、日頃より里親会活動にご協力いただきありがとうございます。

昨年は東日本大震災の傷が癒えないうちに、熊本地震・鳥取地震と災害が続き、大変な一年だったと思います。今年は災害のない良い年でありますよう願っています。

以前、「里親という生き方：人権後進国ニッポンの知られざる家族のかたち」という本を読んだことがあります。「今、親元で暮らせない『要保護児童』は全国に4万6千人、虐待によって保護される子どもも年々増えている。そのほとんどが『施設』で暮らし、里親などの家庭で暮らす子どもは約5千400人、圧倒的に少ない。必死に生きる里親・里子たちの日常・・・」とありました。「運命の子」というタイトルで、3歳の子どもと28歳の里親さんとの生活の記録も読みましたが、今後いかにして、健全・安心な里親（ファミリーホーム含む）への委託を増やしていくのかが大事であると思います。

昨今は、養子縁組を斡旋する民間組織が立ち上がり、児童相談所における里親登録に比べて登録が簡単で、子どもの斡旋も短期間で行われ、子ども本人及びその親近者（仲介者の場合もあり）と里親候補が面接をするだけで、すぐに委託が行われる、ということがあるようです。もともと児童相談所で登録をしていた里親が、民間登録と同時に子どもをあずかることができ、児童相談所より対応が早くて良かったと重宝されている、といった新聞報道も目にしました。トラブル等は？大丈夫なのか？・・・と不安を感じます。そんなに簡単に子どもを委託しても・・・と思いながら、今後、我々の里親制度が益々充実し、里親として重要な役割を果たしていきたいと感じる次第です。

さて、平成29年度は、出雲地区開催としては20年に一度となる中国地区里親大会を5月27日・28日の両日にわたって出雲ロイヤルホテルで開催します。出雲地区里親会会員の皆様には、大変なお世話をいただくことと思いますが、ご協力いただいて大会が無事に終えられるよう臨みたいと思います。また、関係機関の皆様にも多数ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

今後ともご協力ご支援のほどよろしくお願いいたします。



◆子どもが権利の主体 ～法改正に思うこと～

出雲児童相談所 所長 山崎 俊行

昨年6月、児童福祉法が大きく変わりました。

近年はほとんど毎年のように部分的な改正がなされてきていましたが、今回は同法が制定された昭和22年以来とも言える大幅な改正でした。

最も大きな改正点は、児童福祉法の理念をあらためて明確にしたところ です。

「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と、児童が権利の主体であることが初めて謳われました（第1条）。

また、「保護者は児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う」こと（第2条第2項）をあらためて示し、国及び地方公共団体は児童が家庭において養育されるよう保護者支援を行うこととされましたが、その上でなお家庭における養育が困難な場合には「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される」こと、即ち里親委託などに向けた措置を講じることもまた国、地方公共団体の責務（第3条の2）とされました。

これまで『里親委託ガイドライン』（平成23年3月）で示されていた【里親委託優先の原則】が、法律によって明記されることとなったのです。

ほかにも里親関連でいえば、親子関係再構築に向けた連携（第48条の3）や里親委託推進などを県の業務として位置づけること（第11条第1項第2号へ）、養子縁組里親の法定化（第11条第1項第2号ト）などが新たに盛り込まれています。

現在国では4つのワーキンググループを設けて、法改正を受けた具体的な対応について検討が続けられていますが、いずれにしても今回の法改正は、里親が、子どもの権利を保障するための社会的養育の担い手として、その役割を大きく期待されていることの証とも言えます。

県においても、社会的養護推進計画における目標の見直しや里親支援機関への業務委託の再検討、養子縁組に関する相談・援助体制の構築など、取り組むべき課題は山積しています。

都会地と違って社会資源も少なく、また財政事情も厳しい中ではありますが、それでも子どもたちが権利をきちんと享受できるよう、私たち大人が知恵を絞っていかなければならないでしょう。



里親家庭・施設等から旅立つ子どものための 貸付事業ができました

高校卒業後、里親家庭や施設から旅立つ子ども達が、安心して新生活を送り、自立に向かって進んでいけるように、新たな貸付制度ができました。

【事業名称】 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

★貸付の対象となる児童

児童養護施設等に入所中または退所した方、里親等へ委託中または委託が解除された方のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれない（保護者がいない場合も含む）方で、進学または就職している方

【実施主体】 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

【貸付の種類】

1. 生活支援費・生活費として毎月定額を貸付け

（対象） 進学者

（貸付額） 月額5万円

（貸付期間） 原則、大学等の正規の修学期間

*ただし、病気等の休学等などやむを得ない事情により留年した場合その期間も含む

2. 家賃支援費・家賃相当額（上限あり）を毎月貸付け

（対象） 進学者および就職者

（貸付額） 1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費含む）

*ただし、居住している地域における生活保護制度上の住宅扶助額を上限とする

（貸付期間） 進学者の場合：原則、大学等の正規の修学期間

*ただし、病気等の休学等などやむを得ない事情により留年した場合その期間も含む
就職者の場合：退所または委託解除後から2年を限度とし、就労している期間

3. 資格取得等支援費・就職に必要な資格を取得する際に必要な費用を一括で貸付け

（対象） ①施設等へ入所中または里親等へ委託中の者であって、就職に必要な資格の取得を希望する方

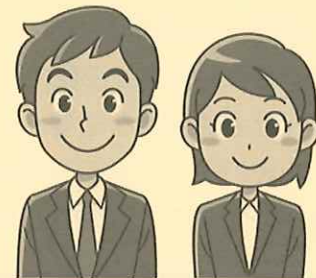
②施設等を退所または里親等への委託を解除された後4年以内にある者であって、就職に必要な資格の取得を希望する方

（貸付額） 実費（上限25万円）

*ただし、他から資金を受ける場合は、その支給額を除いた額とする

（貸付期間） 一括

◎1～3いずれの資金も無利子です。また、一定の条件が整えば貸付金の全部または一部が返還免除となる場合もあります。詳しくは島根県青少年家庭課または各児童相談所里親担当までお尋ねください。





平成 28 年度の活動記録

田舎 de 交流 in 奥出雲 ～社会的養護推進事業～

日 時 平成 28 年 6 月 30 日 (木)

場 所 旧三成幼稚園 (現放課後児童クラブ) 多目的室

参加者 松江赤十字乳児院児童及び職員、奥出雲町民生児童委員、
奥出雲町在住の里親希望者、里親、奥出雲町職員、出雲児相職員ほか 25 名

里親開拓の新たな取り組みとして、今年度初めて施設入所児童と地域住民の交流事業を奥出雲町において実施しました。

「奥出雲町には里親がない！何とか里親開拓をしなければ・・・」というのがこの事業の発端でした。民生児童委員児童福祉部員の皆さんと協議を行う中で、「里親制度の話聞くだけでは里親のハードルが高い」、「社会的養護を必要とする子どもとふれあう機会があれば、里親をもっと身近に感じられるのでは」、「施設の子も達にも田舎体験をしてもらいたい」などの意見をいただき、奥出雲町民生児童委員協議会との共催で、乳児院の児童を招き笹巻き交流イベントを行うこととなりました。



おだんご作りの楽しいなあ

さて、イベント当日。乳児院から4人の女の子が到着し、さっそく笹巻き作りがスタートしました。子ども達は大きな笹の葉を見るのは初めてで、少し驚いた様子です。小さな手で粉を混ぜて一生懸命だんごを作ります。最初は緊張していた子ども達もだんだん調子が出てきて、手伝ってもらいながら上手に丸めることができました。

茹であがった笹巻きに、砂糖じょうゆやきな粉をたっぷりつけて、口いっぱいほおばり美味しそうに食べていました。



せっせと笹を巻いていきます



笹のいい香りがしてきたよ

子ども達とお別れした後は、「里親とのおはなし会」を行い、里親の養育体験を聞いていただき、里親開拓について意見交換を行いました。

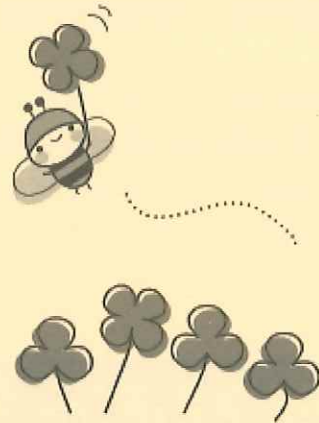
里親は預かった子どもをずっと育てるというイメージが定着しているが、時々施設にいる子どもを受け入れたり、地域の中で子育てを支える役割もあるということをもっと多くの人に知ってもらうことが大事という感想があり、里親制度についてさらに理解を深めていただくことができました。

今回、奥出雲町の皆さんには、立派な笹を取りに行っていたり、会場準備をしていただいたりと大変お世話になりました。

今後もこのような地域交流事業を通じて、里親制度について知っていただく機会を多く作っていきたいと思います。



里親とのおはなし会のようす



松江地区・出雲地区里親会合同研修会及び昼食交流会

日時 平成28年9月14日(水)

場所 中央児童相談所 会議室

参加者 里親、施設職員、児相職員ほか 35名

平成22年度からスタートしたこの事業も、地区を越えた里親同士や施設職員の方との交流事業として恒例となりました。今年度は松江地区の企画により、昼食交流会と研修会を行いました。

会場では、久しぶりの再会に近況報告をし合ったり、成長した里子の写真を見て一緒に盛り上がったりと、あちらこちらでお話しに花が咲いていました。

研修会では、「子育ての知恵について」と題して、島根県立大学短期大学部保育学科の藤原映久先生の講義を受けました。

藤原先生は元児童相談所の児童心理司という経歴をお持ちの方で、ご自身が浜田児童相談所在職中に作られた親グループカウンセリングプログラム、「H-MPO (Hamada 式 Mama・Papa Otasuke Program)」を実践しながら子育ての知恵について学んでいきました。

藤原先生からは、子どもとの関係でいかにトラブルを減らしていくか、子どもとの円滑なコミュニケーションに導く親の態度など、ご自身の子育て体験談も交えながら具体的に分かりやすくお話しいただきました。グループワークでは、講義で学んだ3つのポイント、〈子どもの感情・願望を認める(共感)〉、〈子どもに選択肢を与える〉、〈親の感情を言葉にする+子どもに選択肢を与える〉を実践しました。実際にワークに取り組むと、意識していないとなかなかできないな…と難しさを感じるころもありましたが、参加者からは「さっそくうちの子にもやってみよう!」という感想があり、たくさんのパワーをいただいた研修会でした。

街頭活動

日時 平成28年11月4日(金)
場所 みしまや三刀屋店
参加者 里親5名、児相職員3名

日時 平成28年11月5日(土)
場所 ゆめタウン出雲
参加者 里親5名、児相職員2名

11月の児童虐待防止月間に併せて、雲南市および出雲市の要保護児童対策地域協議会の皆さんと一緒に街頭活動を行い、子ども達の安全な暮らしを願って虐待防止を呼びかけました。



ゆめタウン出雲にて

みらい餅つきボランティア

日時 平成28年12月27日(火)
場所 児童心理療育センターみらい(出雲市)
参加者 里親等9名、児相職員2名

児童心理療育センターみらいの年末恒例の餅つきに、今年度もボランティアとして参加しました。久しぶりに杵を持つ里親もすぐに勘が戻り、あっという間に餅がつき上がりました。きなこ、砂糖じょうゆ、ぜんざいの3種類の味を楽しみました。

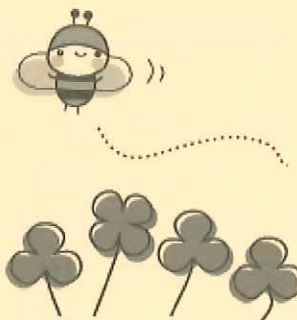


力強い腕さばきです

地区交流会

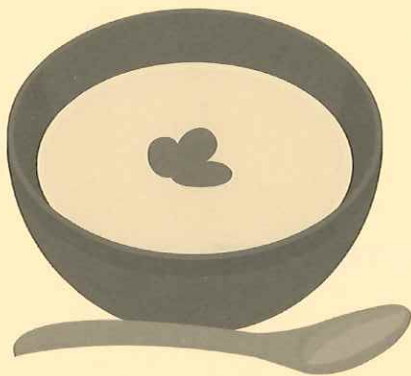
日時 平成29年1月29日(日)
場所 四絡コミュニティセンター
参加者 里親・里子等、児相職員 31名

毎年恒例のお楽しみ企画である地区交流会を四絡コミュニティセンターで実施しました。いつもお世話になっているクックパッドのレシピにより、今年度は中華づくしで料理4品、デザート1品を作りました。



本日のメニュー

- ・ぎょうざ
- ・炊飯器でつくるチャーハン
- ・わかめスープ
- ・杏仁豆腐



結婚後、一度も台所に立ったことがないという里父さんがいきなりネギのみじん切りに挑戦したり、殻が入らないように慎重にたまごを割る里子さんがいたり、それぞれのグループで声をかけ合いながら、協力し合って、目標時間より30分も早く食事の時間を迎えることができました。

今回はいつもの肉餃子と児相職員Y家オリジナルのカニかまぼことチーズの揚餃子を作りました。

カニかまぼこの方はおつまみ風で、箸休めにちょうど良い感じのものができました。杏仁豆腐を作る上での優れものは、アーモンドエッセンス!! 植物性ホイップ+牛乳の濃厚ミルク味の中にアーモンドエッセンスを入れるとあら不思議!? ふわーっと杏仁の香りがしてきます。とても高級な味がする杏仁豆腐ができあがり、「おいしい」と大好評でした。

昨年の交流会には里子がまだ赤ちゃんで参加できなかった方や、初めての里子を受託したばかりの方など、ちびっ子ちゃん連れの若い家族にもたくさん参加していただき、今年の交流会は、とてもにぎやかで楽しい会となりました。



～今年度の里親表彰～

☆全国里親大会表彰☆

平成28年11月12日、茨城県で開催された第61回全国里親大会において、長年にわたる里子の養育の功績が認められ、出雲地区・花井里親さんが、全国大会会長表彰を受けられました。

花井さんには、一人目の里子を13年間、二人目の里子を7年間養育していただいています。今では二人ともすっかりお姉さんになり、それぞれ夢に向かって一歩ずつ前進しています。

受賞おめでとうございました!!



第64回中国地区里親大会の開催について (ご案内)

平成29年度の中国地区里親大会は、出雲地区里親会の主管により、ご縁の地である島根県出雲市において開催します。

里親、児童福祉施設、行政ほか関係者の方のもとより、里親に興味のある方、その他たくさんの方々のご参加をお待ちしています。

期 日 平成29年5月27日(土) 13:00～17:00

平成29年5月28日(日) 9:30～12:00

会 場 出雲ロイヤルホテル(出雲市渡橋町831番地)

参加費 4,000円

(主な内容)

●5月27日(土)

【分科会・・・3つのテーマに分かれて行います】

テーマ1：里親開拓と里子の自立支援について

テーマ2：愛着や発達に課題のある子どもたちの支援について

テーマ3：養子縁組里親の悩み・思いについて

●5月28日(日)

【講演(要約筆記あり)】

講師 万九千神社 宮司 錦田剛志 さん

演題 「出雲神話に見る父と母と子と・・・」(仮題)

*参加をご希望の方は、出雲児童相談所(0853-21-0007)までお問い合わせください。

編集 後記

平成28年度は児童福祉法の改正もあり、子どもの権利や幸せについて改めて考える一年となりました。しかし、子ども達の大切な命が恐怖にさらされ、胸を痛めるニュースは増えるばかりのように感じます。

そのような中で、里親さんとじゃれ合ったり、里親さんに甘えたりするときの子ども達の顔は最大の癒やしとなります。たくさん子ども達が、ささやかながらも幸せな日常を変わずに過ごしていくことができるようお願い、来年度も里親制度について広く情報発信ができるよう頑張ります。

(事務局：椿)

